

議第35号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例

京都市地域体育館条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「京都市伏見北堀公園地域体育館を除く」を「京都市東山地域体育館，京都市山科地域体育館，京都市下京地域体育館，京都市右京地域体育館，京都市桂川地域体育館及び京都市醍醐地域体育館に限る」に改める。

第3条第1項中「ものとする」を「ことができる」に改める。

第4条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め，「，市長の承認を得て」を削り，同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，地域体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において，当該指定管理者は，必要があると認めるときは，市長の承認を得て，地域体育館の開館日及び開館時間を変更することができる。

第5条中「指定管理者」を「市長（指定管理者に管理を行わせる地域体育館にあっては，当該指定管理者。次条，第10条及び第12条において同じ。）」に改める。

第6条各号列記以外の部分，第10条及び第12条中「指定管理者」を「市長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第1条関係)

名 称	位 置
京都市左京地域体育館	京都市左京区田中玄京町44番地の2
京都市中京地域体育館	京都市中京区西ノ京北小路町4番地
京都市東山地域体育館	京都市東山区清水五丁目130番地の6
京都市山科地域体育館	京都市山科区榊辻西浦町1番地の12
京都市下京地域体育館	京都市下京区川端町13番地
京都市吉祥院地域体育館	京都市南区吉祥院砂ノ町47番地
京都市久世地域体育館	京都市南区久世大築町36番地
京都市右京地域体育館	京都市右京区太秦下刑部町12番地
京都市桂川地域体育館	京都市西京区上桂今井町131番地
京都市醍醐地域体育館	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1
京都市伏見東部地域体育館	京都市伏見区醍醐辰巳町4番地の1
京都市伏見北堀公園地域体育館	京都市伏見区深草大亀谷五郎太町23番地
京都市伏見北部地域体育館	京都市伏見区竹田醍醐田町17番地の6

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区 分		単 位	使 用 料	
			ア	イ
体育室	全面使用	1 時 間	円 1,800	円 1,500
	その他の地域体育館		900	800

	部分使用（京都市東山地域体育館、京都市山科地域体育館、京都市下京地域体育館、京都市右京地域体育館、京都市桂川地域体育館、京都市醍醐地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館のみ）		別に定める。
	トレーニングルーム（京都市山科地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館のみ）	1人につき1回	300
	会議室（京都市東山地域体育館、京都市山科地域体育館、京都市下京地域体育館、京都市右京地域体育館、京都市桂川地域体育館及び京都市醍醐地域体育館のみ）	1時間	500
付	属	設	備
			別に定める。

別表第2備考を同備考2とし、同備考2の前に次のように加える。

- 1 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
に使用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、
それぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第
3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市左京地域体育館、京都市中京地域体育館、
京都市下京地域体育館、京都市吉祥院地域体育館、京都市久世地域体育館、
京都市伏見東部地域体育館及び京都市伏見北部地域体育館を供用するた
めに必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、使用料の徴収その他これを徴収するために必
要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市左京地域体育館、京都市中京地域体育館、京都市下京地域体育館、

京都市吉祥院地域体育館, 京都市久世地域体育館, 京都市伏見東部地域体育館及び京都市伏見北部地域体育館を設置するとともに, 地域体育館の使用料の適正化を図る必要があるので提案する。